

## 証券会社のシステム管理態勢の強化について

近年、コンピュータ・システムを利用した取引等が増大しており、これらに障害が発生した場合には、顧客の取引や証券会社の業務運営、さらには決済システム等にも大きな影響を与えることとなるとの認識の下、金融庁は、各証券会社に対して、原因の如何を問わず、現に使用しているシステム・機器に障害が発生した場合には、証券取引法第 59 条に基づき、障害の状況、発生原因及び改善策等の報告を義務付けている。

本庁監理会社 19 社で見ても、年間 120 件を超える障害発生報告が提出されており、必要に応じてヒアリング等を実施しているが、証券会社の中には、適切な原因分析、事後改善を行わず、類似の障害を再発するケースも見受けられる。

また、障害の発生原因は各社ともに共通する部分があることから、証券会社のシステム管理上の問題点を明確にするとともに、システム管理態勢の検証における着眼点について検討する必要があるのではないかと。

(注) 本庁監理会社の障害発生報告件数：平成 17 年度（3 月 10 日現在）124 件。16 年度 121 件。

### ○ システム管理上の問題点の例（過去の障害事例より）

#### (1) システムの開発・増強・変更等の態勢における問題点

- ・ 合併、新サービスの導入、手数料の改定等、顧客数・取引量の増加が見込まれる場合において、その影響を踏まえた計画的なシステム増強が行われていない。
- ・ システム増強・変更時において適切な要件定義が行われていないため、影響範囲の考慮漏れ等が生じ、必要なプログラム修正及びシステムテストが行われていない。

- ・ システムテストの対象範囲、実施内容及びその結果等について、適切な検証が行われていないため、テストの実効性が確保されていない。

## (2) システムの保守管理態勢における問題点

- ・ キャパシティ管理基準等の妥当性についてシステムの特性を踏まえた検証が不足しているため、システムの運用状況について適切な監視が行われていない。
- ・ 顧客数、取引量の増加等により、夜間バッチ処理の終了時刻が遅延しているため、バッチ処理が異常終了した場合において、適切なリカバリー作業を行うことができない。

## (3) システム監査における問題点

- ・ 監査において指摘された問題点について適切なフォローアップが行われていないため、システム管理態勢の抜本的な改善が図られていない。

## (4) 外部委託先管理における問題点

- ・ 外部委託先にシステム開発・管理を依存する結果、外部委託先におけるシステム開発態勢、キャパシティ管理基準等の妥当性について適切な検証が行われておらず、システムについての理解も不十分である。また、証券会社側において仕様書・運用マニュアルが整備されていない。
- ・ 外部委託先との適切な連携体制が確立されていないため、システム障害発生時の原因究明、復旧作業等に時間を要している。

## (5) 障害発生時の対応における問題点

- ・ システム障害のリカバリー作業等における運用マニュアルの整備、マニュアルに基づく実地訓練が適切に行われていないため、手順ミス、作業漏れ等が発生し、障害を拡大させている。
- ・ システム障害発生時において適切な情報開示が行われていないため、顧客が障害の状況（影響範囲、復旧見込み等）を把握することができない。